

○うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和5年3月3日

告示第35号

うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成21年うるま市告示第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、予算の範囲内において、本市が行う助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「被後見人等」とは、民法（明治29年法律第89号）第8条の成年被後見人、同法第12条の被保佐人又は同法第16条の被補助人をいう。

2 この告示において「後見人等」とは、民法第8条の成年後見人、同法第12条の保佐人又は同法第16条の補助人をいう。

3 この告示において「後見監督人等」とは、民法第849条の規定により選任された後見監督人、同法第876条の3第1項の規定により選任された保佐監督人又は同法第876条の8の規定により選任された補助監督人をいう。

4 この告示において、「申立人」とは、本人、配偶者又は4親等以内の親族で民法第7条、第11条及び第15条の審判の請求を行うものをいう。

（助成金の種類）

第3条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1） 民法第7条に規定する後見開始の審判（同法第11条に規定する保佐開始の審判及び同法第15条に規定する補助開始の審判を含む。）の申立てに要した費用（以下「申立費用」という。）

（2） 後見人等（後見監督人等が選任された場合は当該後見監督人を含む。以下同じ。）の業務に対する報酬（以下「報酬」という。）

（助成の対象者）

第4条 助成の対象者は、被後見人等が、次の第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第5号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被後見人等が本市の介護保険法（平成9年法律第123号）による被保険者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付を受ける者
 - (2) 被後見人等が本市以外の市区町村から受ける同様の助成金その他これに類するものを受けない者
 - (3) 本市における老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4及び同法第11条に規定する措置を受ける者
 - (4) 本市における身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4第1項又は第16条第1項第2号に規定する措置を受ける者
 - (5) 被後見人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又はこれに準ずる者
- 2 前条第1号の申立費用の助成は申立人に、同条第2号の報酬の助成は被後見人等に對して行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は家庭裁判所により報酬の付与の審判が被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬を付与するとされた後見人等に対して助成を行うものとする。

（申立費用の助成の要件）

第5条 申立費用は、被後見人等が第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、申立人が第4号又は第5号に該当する場合に助成するものとする。

- (1) 被後見人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (2) 被後見人等の資産から申立費用を控除した場合に、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の最低生活費を下回るとき。
- (3) その他市長が被後見人等の生活状況が困窮していると認めるとき。
- (4) 申立人が生活保護法による保護を受けているとき。
- (5) 申立人の市民税が非課税のとき。

（報酬の助成の要件）

第6条 報酬は、被後見人等が第1号又は第2号に該当し、かつ、後見人等が第3号に

該当する場合に助成するものとする。

(1) 家庭裁判所へ報酬付与の申立て時に提出した書類において、被後見人等の預貯金、有価証券、保険契約等の即時に現金化が可能な本人名義の資産の合計額が45万円以下であること。

(2) その他市長が被後見人等の生活状況が困窮していると認めるとき。

(3) 家庭裁判から報酬の付与を認める審判を受けたとき。

2 被後見人等が死亡した場合において、被後見人等が死亡した時に前項の要件に該当するときは、報酬の助成を行うものとする。

(助成金の額等)

第7条 申立費用の助成金額は、審判請求に係る収入印紙代、郵便切手代、当期印紙代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定料等の実費額とする。

2 報酬の助成金の月額（以下「月額」という。）は、後見人等に対し報酬付与を認める家庭裁判所の審判（以下「審判」という。）において認められた報酬額を当該審判において報酬として認められた期間（以下「報酬期間」という。）で除して得た額（100円未満は、切り捨てるものとする。）と、次の表に定める額と比較して低い方とする。

被後見人等の状況	助成金額（報酬）
在宅	月額28,000円
施設入所	月額18,000円

3 報酬の助成金額は、次の各号の場合により算定した額とする。

(1) 報酬期間が、1年以下である場合

月額×報酬期間の始めの月から終わりの月までの月数

(2) 報酬期間が、1年以上である場合

月額×審判の確定日の1年前の日の属する月から報酬期間の最後の月までの月数

4 被後見人等が、医療法（昭和23年法律第205号）で定める医療提供施設（介護保険給付の対象となる施設を除く。）に入院した場合は、入院の日から3月を超えた日の翌月から、施設入所とみなす。

5 前2項に規定する助成の対象費用は、当該被後見人等につき、後見人等が数人ある

ときは、各々の報酬付与額を合算した額を上限とする。

(助成金の申請)

第8条 申立費用の助成の交付を受けようとする者は、審判の確定日から半年以内に、成年後見等開始審判申立に要する費用助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 後見等開始申立書
- (2) 被後見人等の財産目録の写し
- (3) 被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 申立て費用の領収書の写し等の必要経費を証明する書類
- (5) 申立人の非課税証明書
- (6) 代理人又は後見人等が申請する場合は、代理人又は後見人等であることを証明する書類

2 報酬の助成の交付を受けようとする後見人等は、審判の確定日から半年以内に、成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 審判の写し
- (2) 被後見人等の財産目録の写し
- (3) 被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 後見事務報告書の写し
- (5) 活動内容が記載された報告書（任意様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請書は、9月20日までに受理したものは前期として、3月20日までに受理したものは後期として処理するものとする。

(助成金の支給の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、被後見人等の資産状況等の実態を確認し、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定するものとし、成年後見制度利用支援事業助成金（支給・不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

(助成金の支給)

第10条 前条の規定により交付決定された申立費用助成金及び報酬助成金の支給は、決定した月の翌月末日までに、被後見人等の口座へ振り込むものとする。

(後見人等の報告義務)

第11条 報酬助成を受ける後見人等は、当該被後見人等の生活状況（被後見人等が死亡した場合を含む。）及び資産状況に変化があったとき、又は第4条の規定に該当しなくなったときは、市長に対し、成年後見制度利用支援事業助成金支給変更（中止）届（様式第4号）により、速やかにその旨を届け出なければならない。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、助成金の支給決定を受けた者が、次の各号に該当するときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 被後見人等の資力の回復、その他の事情の変更により助成が不適当であると認められるとき。
- (2) 後見人等が、前条の成年後見制度助成金支給変更（中止）届を提出する義務を怠ったとき。
- (3) その他不正の行為があると認めたとき。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の支給決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、成年後見制度利用支援事業助成金返還命令通知書（様式第5号）により、返還を命ずるものとする。

(被後見人等の死亡後の報酬助成申請等)

第14条 後見人等であったものは、次の各号のいずれにも該当する場合には、被後見人等の死亡後に報酬助成の申請をすることができる。

- (1) 第8条第2項の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合
- (2) 死亡時において、被後見人等が第4条に規定する要件を満たす場合
- (3) 被後見人等の遺留した資産から報酬付与等の決定額の一部又は全額を受領できない場合

2 成年被後見人等の死亡後の報酬の助成金は、第7条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、被後見人等の遺留した資産から審判において認められ

た報酬額の一部を受領できるときの月額は、当該報酬額から被後見人等の遺留した資産を差し引いた後の額と、第7条第2項の表に定める額と比較して低い方とする。

- 3 前項に規定する申請は、第8条の規定を準用する。
- 4 前項の規定により助成金の支給が決定された場合は、当該後見人等への口座へ振り込むものとする。

(台帳整備)

第15条 市長は、後見人等の報酬助成金の支給を決定した被後見人等について、成年後見制度報酬助成金支給台帳（様式第6号）を整備しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のうるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第8条関係)

成年後見等開始審判申立に要する費用助成申請書

年 月 日

うるま市長様

住 所
申請者氏名
続柄
連絡先

成年後見等開始審判申立に要する費用助成金の交付を受けたいので、うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
助成申請理由		
請求金額	□申立書作成費用	円
	□切手・収入印紙・登記印紙等	円
	□診断書費用	円
	□鑑定料	円
	□その他()	円

添付書類

- (1) 後見等開始申立書
- (2) 被後見人等の財産目録の写し
- (3) 被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 申立て費用の領収書の写し等の必要経費を証明する書類
- (5) 申立人の非課税証明書
- (6) 代理人又は後見人等が申請する場合は、代理人又は後見人等であることを証明する書類

口座 振込 依頼 欄	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 出張所	種別	口座番号						
			1 普通預金 2 当座							
	金融機関コード		店舗コード	フリガナ						
				口座名義人						

※ 振込先は、申請者名義の口座となります。

様式第2号(第8条関係)

成年後見制度利用支援事業報酬助成申請書

年 月 日

うるま市長様

住 所
後見人等氏名
連絡先

後見人等の報酬助成金の交付を受けたいので、うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

被後見人等	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
成年後見等	氏名	
	住所	
	後見人の内容	後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人
申請額	円	
家庭裁判所が決定した報酬額	円	

添付書類

- (1) 後見人等に対し報酬付与を認める家庭裁判所審判の写し
- (2) 被後見人等の財産目録の写し
- (3) 被後見人等名義の預金通帳の写し等残高が分かる書類
- (4) 後見事務報告書の写し
- (5) 活動内容が記載された報告書(任意様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

成年後見人等の報酬助成金を下記の口座に振り込んでください。

口座 振込 依頼 欄	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 出張所	種別 1 普通預金 2 当座	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	フリガナ						
		口座名義人							

※ 振込先は、成年被後見人等名義の口座となります。

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金(支給・不支給)決定通知書

様

うるま市長

印

年 月 日付けで申請のありました後見人等の助成金については、下記の通りに決定いたしましたので、うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

被後見人等氏名			
後見人等氏名			
決定内容	□支給 (助成)	審判申立費用	円
		報酬助成額	円(総額)
		報酬助成期間	年 月 日～ 年 月 日
	決定理由		
	□不支給	決定理由	

助成条件

- (1) この助成金は、成年後見等開始審判申立に要する費用、又は後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。
- (2) うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱を遵守すること。

様式第4号(第11条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金支給変更(中止)届

年 月 日

うるま市長様

住 所
後見人等氏名
続 柄
連絡先

下記のとおり被後見人等の状況に変更が生じたので、うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条の規定により届け出ます。

被後見人等氏名	生年月日	年 月 日
届出内容	中止・変更	
中止・変更の年月日	年 月 日	
中止の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 成年後見等開始の審判の取消し <input type="checkbox"/> その他	
変更内容	変更前	変更後

添付書類 中止又は変更があったことを確認できる書類

様式第5号(第13条関係)

第 号
年 月 日

成年後見制度利用支援事業助成金返還命令通知書

様

うるま市長

印

うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定により、年
月 日から 年 月 日までの分として交付した助成金の(全部・一部)を返還するよう通知します。

被後見人等氏名	
後見人等氏名	
返還金	金 円
返還理由	下記の理由が、うるま市成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条第 号に該当するため。 (理由)
備 考	

様式第6号(第15条関係)

成年後見制度報酬助成金支給台帳

番号		
被後見人等	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
成年後見人等	氏名	
	住所	
	後見人の内容	後見人 · 保佐人 · 補助人
助成額	年度	円(月額 円)
	年度	円(月額 円)

様式第 1 号（第 8 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）

様式第 4 号（第 11 条関係）

様式第 5 号（第 13 条関係）

様式第 6 号（第 15 条関係）